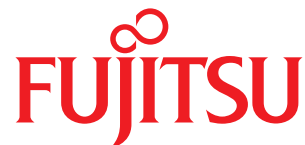


株主のみなさまへ

富士通株式会社
第120期報告書

自 2019年4月1日
至 2020年3月31日



目次

● 株主のみなさまへ

(第120回定時株主総会招集ご通知添付書類)

■ 事業報告	2
■ 連結計算書類	19
■ 計算書類	23
■ 監査報告書	25



shaping tomorrow with you

社会とお客様の豊かな未来のために

株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

ここに第120期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）の報告書をお届けするにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の脅威が世界中に広がるなか、まずは株主の皆様の安全と健康を、また罹患された方の一日も早いご回復を心よりお祈りいたします。当社も、これまで以上にテレワークを強く推奨し、感染拡大の防止を最優先としつつ、製品・サービス提供の継続、および感染拡大により生じる社会課題の解決に資する取り組みを進めてまいります。

当社は、2019年9月に発表した経営方針の中で、「IT企業からDX企業になる」というメッセージを打ち出し、AI、データ活用などのテクノロジーをベースとしたDXビジネスと、DXに必要なクラウド移行などのモダナイゼーションとを合わせた「デジタル領

域」の成長を目指しております。

これらを促進するため、2020年1月には顧客のDXを加速する新会社Ridgeline株式会社を設立し、4月より事業を開始しております。また、富士通自らがDX企業となるため、ジョブ型人事制度導入や高度人材採用など、社内変革にも取り組んでおります。

その一方で、これまで当社が蓄積してきた強固なビジネス基盤を有する国内の既存IT事業分野では、「圧倒的なビジネス拡大」を行うべく、新会社の発足を発表するなど、体制の強化に向けた取り組みを行っております。

これらの取り組みは、富士通グループのさらなる成長につながるものであると確信しており、今後も継続して取り組んでいく所存です。

当期の業績については、国内ビジネスの増収影響や利益率改善を中心に、増益となりました。当期の業績の詳細につきましては、当報告書の3ページをご覧ください。

こうした実績や財務状況、今後の経営環境等を総合的に勘案いたしまして、本年1月30日に公表したとおり、当期の期末配当を年初計画の80円から100円に増配し、年間配当金を180円とさせていただきます。

当社は、急速に変化する世界のなかで創立から100年（2035年）を超えて繁栄していくため、「イノベーションによって社会に信頼をもたらし、世界をより持続可能にしていく」というパーパスを制定しました。2020年度は、このパーパスの実現に向け、お客様にご提供する価値の創造と自らの変革をより推進してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞ倍旧のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2020年5月

代表取締役社長

時田 隆仁

（注）「DX」：デジタルトランスフォーメーション。デジタル技術とデータを駆使して革新的なサービスやビジネスプロセスの変革をもたらすもの。

（注）「モダナイゼーション」：現状の資産を活用しながら、変化対応力を備え、先進技術を素早く活用できるシステムへ変革していくこと。

（注）「パーパス」：会社の存在意義。

1 企業集団の現況 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

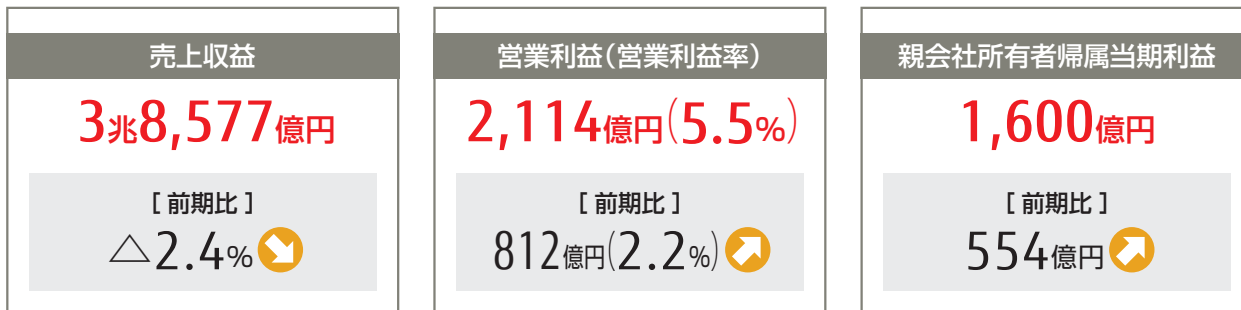
(1) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループ（当社および連結子会社）は、ICT分野において、各種サービスを提供するとともに、これらを支える最先端、高性能、かつ高品質のプロダクトおよび電子デバイスの開発、製造、販売から保守運用までを総合的に提供する、トータルソリューションビジネスを行っております。各セグメントにおける主要な製品およびサービスは次のとおりです。

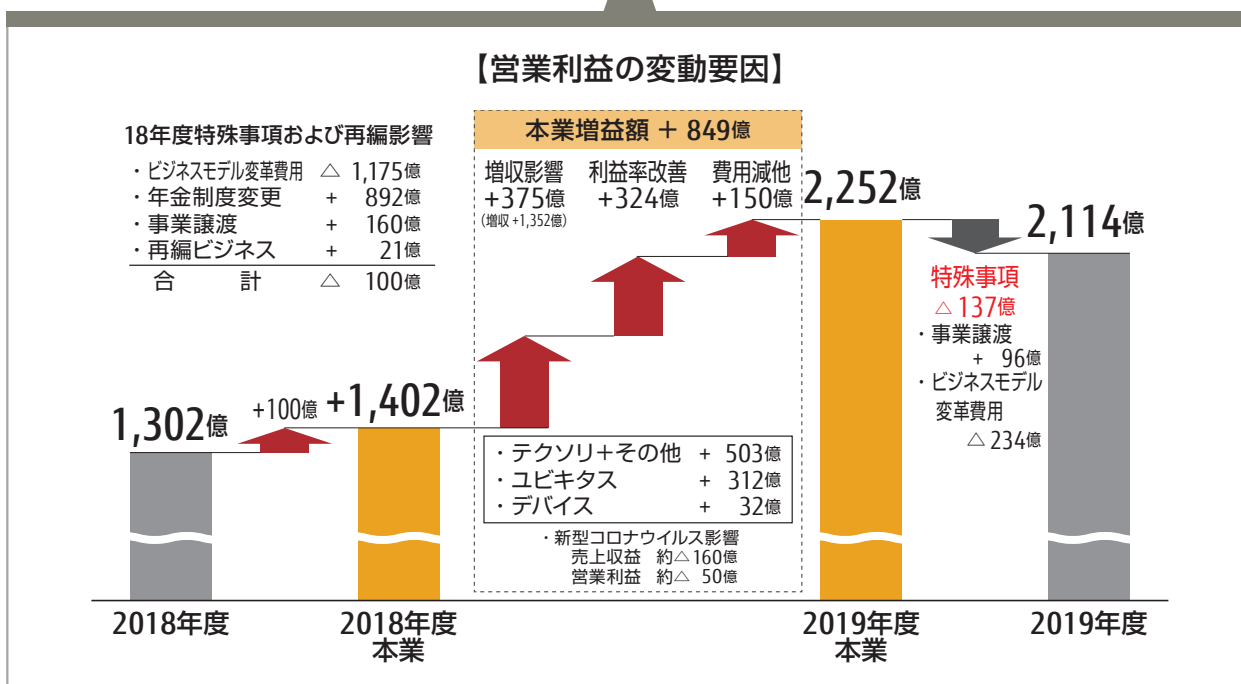
セグメント	主要製品・サービス	
	サービス	システムプラットフォーム
テクノロジーソリューション	ソリューション／SI ● システムインテグレーション (システム構築、業務アプリケーション等) ● コンサルティング ● フロントテクノロジー (ATM、POSシステム等) インフラサービス ● アウトソーシングサービス (データセンター、ICT運用管理、アプリケーション運用・管理、ビジネスプロセスアウトソーシング等) ● クラウドサービス (IaaS、PaaS、SaaS等) ● ネットワークサービス (ビジネスネットワーク等) ● システムサポートサービス (情報システムおよびネットワークの保守・監視サービス等) ● セキュリティソリューション	システムプロダクト ● 各種サーバ (メインフレーム、UNIXサーバ、基幹IAサーバ、PCサーバ等) ● ストレージシステム ● 各種ソフトウェア (OS、ミドルウェア) ネットワークプロダクト ● ネットワーク管理システム ● 光伝送システム ● 携帯電話基地局
ユビキタスソリューション	● パソコン	
デバイスソリューション	● LSI ● 電子部品 (半導体パッケージ、電池等)	

(2) 事業の経過および成果

■全般的な概況



(注) 売上収益は外部顧客に対する売上収益です。



(注) テクソリはテクノロジーソリューション、コピキタスはコピキタスソリューション、デバイスはデバイスソリューションを指します。

当期の売上収益は3兆8,577億円（前期比2.4%減）となりました。国内のビジネスが、サービスおよびパソコンを中心に大きく伸長しましたが、前期の事業再編により、半導体販売子会社および電子部品製造子会社が連結対象外となった影響のほか、当期において半導体三重工場が連結対象外となった影響により減収となりました。

営業利益については、国内ビジネスの増収影響、利益率改善およびビジネスモデル変革による固定費圧縮効果があり、本業では2,252億円となりました。ビジネスモデル変革費用等の特殊事項および事業再編影響を除いた前期の本業（1,402億円）から849億円の増益です。

一方で、当期の特殊事項については、事業譲渡に伴う利益が96億円あったほか、ビジネスモデル変革費用として、海外の構造改革に関する費用および国内工場の再編に関する費用に234億円を計上しました。これらの特殊事項を含めると、当期の営業利益は2,114億円（前期比812億円増）となりました。

当期の金融収益、金融費用および持分法による投資利益をあわせた金融損益等は170億円となり、前期比で144億円の減益です。前期に計上したパソコン事業の譲渡に関する一時的な利益（116億円）の反動影響が大きく、減益となりました。

この結果、税引前当期利益は2,285億円（前期比667億円増）となりました。

また、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,600億円（前期比554億円増）となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する事業への影響として、ネットワークを中心に、システムプラットフォームの部材調達に支障が生じたことに加え、アジアにおいても物流停滞等による納品遅延が発生したことにより、売上収益については160億円、営業利益については50億円の減額の影響が出ました。

■セグメント別の概況

テクノロジーソリューション

当社は、IT企業からDX企業への変革を掲げ、「テクノロジーソリューション」において、DXを含むデジタル領域を成長させるとともに、従来型の基幹システムなどの既存IT市場については、強固なビジネス基盤をベースに収益拡大を目指すことを基本方針としております。

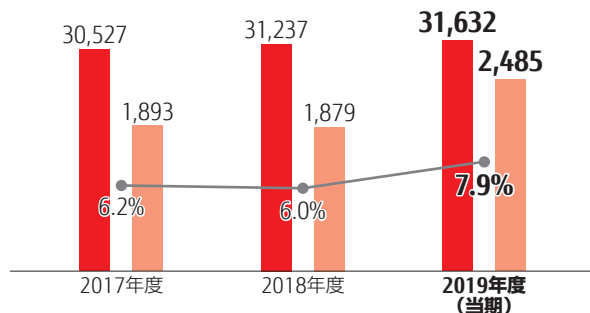
「テクノロジーソリューション」における当期の売上収益は、3兆1,632億円（前期比1.3%増）となりました。国内は前期比6.9%の増収、海外は前期比10.5%の減収です。

「サービス」においては、インフラサービスの売上が前期比6.2%の減収となりました。これは、国内でアウトソーシングなどの月額サービスが堅調に推移したものの、インフラ構築に関する前期の大口商談の反動があったこと、海外で、ユーロ、ポンドに対して円高に推移した為替の影響および北米が低調だったことに加え、欧州の不採算国から撤退した影響を受けたことによるものです。その一方で、ソリューション／SIの売上は、産業・流通分野に加え、地方自治体およびヘルスケアを中心とした公共分野においても増加し、前期に引き続き過去最高の売上収益を更新したことから、サービス全体では増収となりました。

また、「システムプラットフォーム」においては、システムプロダクトにおいて、メインフレーム関連の商談が増加したことに加え、次世代スーパーコンピュータ「富岳」の出荷が開始されたことにより売上が増加しました。ネットワークプロダクトにおいても、5G基地局の納入開始や光伝送網の増強に対する商談の増加により、増収となりました。

営業利益は2,485億円（前期比605億円増）となり

■売上収益(億円) ■営業利益(億円) ●営業利益率(%)



	2017年度	2018年度	2019年度
売上収益内訳			
サービス	25,983	26,638	26,718
システムプラットフォーム	4,543	4,599	4,913
営業利益内訳			
サービス	1,634	1,740	1,971
システムプラットフォーム	259	139	514

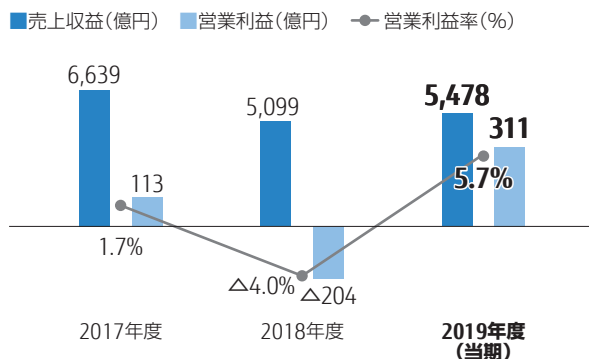
ました。ビジネスモデル変革費用として、サービスにおける北米事業再編費用（93億円）およびシステムプラットフォームにおける国内工場の再編に関する費用（44億円）を計上しましたが、本業では国内のソリューション／SIやネットワークにおける増収効果に加え、インフラサービスにおける採算性の改善効果やシステムプロダクトにおけるキーデバイスの価格低下による採算性の改善もあり、前期から大きく増益となりました。

ユビキタスソリューション

「ユビキタスソリューション」における当期の売上収益は5,478億円（前期比7.4%増）となりました。国内は前期比13.5%の増収、海外は前期比6.7%の減収です。

働き方改革等から来る需要に加え、Windows7のサポート期限終了に対応した買い替え需要の継続もあり、大きく増収となりました。

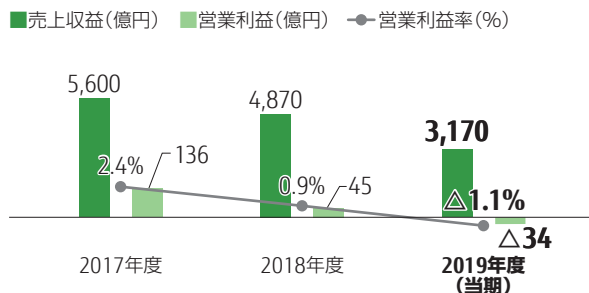
営業利益は311億円（前期比516億円増）となりました。増収効果に加えて、前期に計上したビジネスモデル変革費用がなくなったことやメモリー等のキーデバイスの価格低下による採算性の好転もあり増益となりました。



デバイスソリューション

「デバイスソリューション」における当期の売上収益は3,170億円（前期比34.9%減）となりました。前期の半導体販売会社および電子部品製造会社の再編ならびに当期の半導体三重工場の再編によりこれらが連結対象外となった影響を受け、減収となりました。事業再編による影響を除いた売上収益は、電子部品の需要増加により増収です。

営業利益は34億円の損失（前期比79億円減）となりました。電子部品事業に関する再編費用と半導体三重工場が連結対象外となった影響により減益となりました。事業再編による影響を除いた営業利益は、ほぼ前期並みです。



（注） 各セグメントの売上収益にはセグメント間の内部売上収益を含みます。

●その他／消去又は全社について

「その他／消去又は全社」の営業利益は647億円の損失（前期比229億円の悪化）となりました。特殊事項として、前期には、年金制度変更に関連した一時利益等（892億円）およびキャリア転身支援に関する費用（458億円）等を、当期には、事業譲渡に関する一時利益（96億円）を計上しています。これらの特殊事項を除くと、744億円の損失となり、前期から235億円の改善と大きく好転しています。これは、ビジネスモデル変革による固定費の圧縮効果に加え、間接経費の圧縮を進めたことおよび先行投資について選択と集中を進めたことによるものです。

(3) 企業集団の直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度 (第117期)	2017年度 (第118期)	2018年度 (第119期)	2019年度 (当期)
売上収益 (億円)	41,329	40,983	39,524	38,577
国内 (億円)	26,716	25,915	25,170	26,292
海外 (億円)	14,612	15,068	14,354	12,285
海外売上比率 (%)	(35.4)	(36.8)	(36.3)	(31.8)
営業利益 (億円)	1,174	1,824	1,302	2,114
営業利益率 (%)	(2.8)	(4.5)	(3.3)	(5.5)
親会社所有者帰属当期利益 (億円)	884	1,693	1,045	1,600
基本的1株当たり当期利益 (円)	428.34	825.32	512.50	791.20
資産合計 (億円)	31,914	31,215	31,048	31,874
親会社所有者帰属持分 (億円)	8,812	10,877	11,320	12,409
親会社所有者帰属持分比率 (%)	(27.6)	(34.8)	(36.5)	(38.9)
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	4,298.00	5,283.85	5,585.35	6,197.11
フリー・キャッシュ・フロー (億円)	1,048	1,778	1,035	2,330

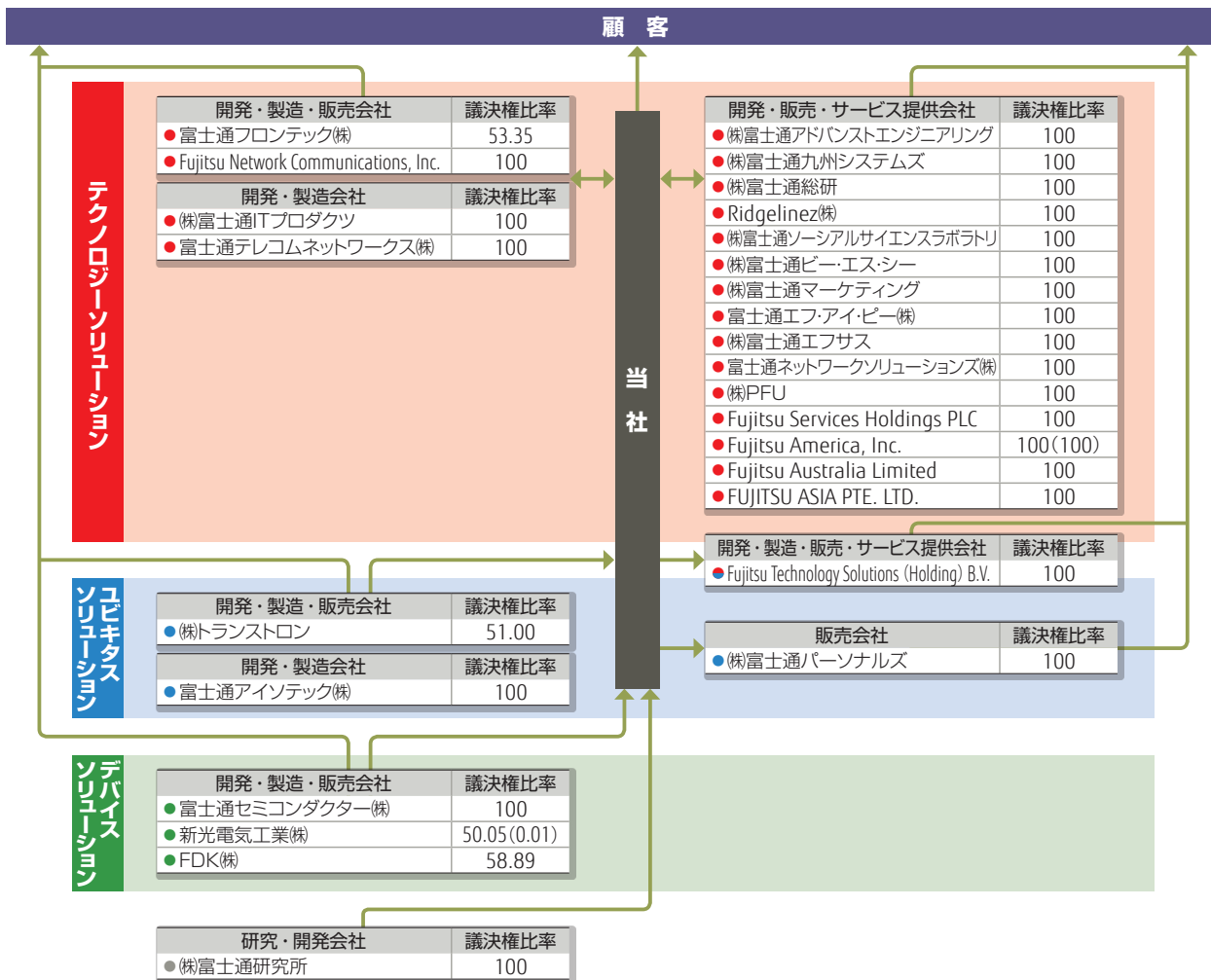
(注) 当社は、会社計算規則第120条第1項に基づき、IFRS（国際財務報告基準）に従って連結計算書類を作成しております。

(注) フリー・キャッシュ・フローは、営業活動および投資活動によるキャッシュ・フローを合わせたものです。

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しました。「基本的1株当たり当期利益」および「1株当たり親会社所有者帰属持分」については、第117期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、算定しております。

(4) 重要な子会社等の状況 (2020年3月31日現在)

各セグメントに属する重要な子会社等の状況は、以下のとおりです。



(持分法適用関連会社)

(株)富士通ゼネラル [44.10]、富士通リース(株) [20.00]、(株)ソシオネクスト [40.00]、富士通コネクテッドテクノロジーズ(株) [30.00]、富士通クライアントコンピューティング(株) [44.00]、富士通コンポーネント(株) [25.00]、富士通エレクトロニクス(株) [30.00 (30.00)] 等

(注) 会社名の後の〔 〕内の数字は議決権比率(単位: %)であり、()内の数字は間接保有割合を示しており、議決権比率の内数です。

(注) 富士通クライアントコンピューティング(株)は、開発、製造する法人向けパソコン等の一部を当社に納入しております。

(注) 富士通エレクトロニクス(株)は、当社子会社が開発、製造する電子デバイスの一部を販売しております。

(5) 重要な企業再編等の状況

- ①当社は、2019年4月1日付で、富士通エフ・アイ・ピー株式会社のデータセンターサービス事業を当社に承継させる吸収分割を行いました。
- ②当社の子会社である富士通セミコンダクター株式会社（以下、FSL）は、2019年10月1日付で、三重富士通セミコンダクター株式会社（以下、MIFS）の全株式について、ユナイテッド・マイクロエレクトロニクス・コーポレーションへの譲渡手続を完了しました。この結果、MIFSは当社の連結子会社ではなくなりました。
- ③当社は、2020年1月1日付で、富士通CIT株式会社を当社に吸収合併しました。
- ④当社は、2020年3月31日付で、半導体事業に関するグループ組織再編を行いました。これに伴い、FSLはシステムメモリ事業を新設分割により分社化するとともに、保有する半導体事業関連資産を会津富士通セミコンダクター株式会社（以下、AFSL）に吸収分割し、当社はFSLを吸収合併しました。また、AFSLは商号を「富士通セミコンダクター株式会社」に変更しました。

(6) 設備投資の状況

当期において、964億円（前期比15.4%増）の設備投資を行いました。

テクノロジーソリューションでは、国内外のデータセンターおよびクラウドサービスに関する設備を中心に507億円を投資しました。ユビキタスソリューションでは、パソコン事業等に対し13億円を投資しました。デバイスソリューションでは、新光電気工業株式会社の電子部品の製造設備等に対する投資額が増加し、合計で425億円を投資しました。

上記セグメント以外では、IT基盤の整備等を中心に、19億円の設備投資を行いました。

(7) 資金調達の状況

当期において、募集株式の発行、社債の発行などによる資金調達を実施しておりません。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況

（2020年3月31日現在）

（単位：百万円）

会 社 名	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	37,540
株式会社三井住友銀行	18,941
株式会社みずほ銀行	15,716
三井住友信託銀行株式会社	11,738
株式会社横浜銀行	10,000
農林中央金庫	10,000

(9) 対処すべき課題

当社グループは、常に変革に挑戦し続け、快適で安心できるネットワーク社会づくりに貢献し、豊かで夢のある未来を世界中の人々に提供することを企業理念としております。そのためには、健全な利益と成長を実現し、企業価値を持続的に向上させることが重要と考えております。

【市場環境】

当社グループをとりまく市場環境については、従来型の基幹システムなどの既存IT市場は、今後緩やかに縮小していくと予測されています。一方で、レガシーシステムのリプレイスメントや、効率化のためのモダナイゼーションへの投資は堅調に増えると予測されています。さらに、AI（人工知能）やデータ活用、IoT（モノのインターネット）など、デジタル化に向けた投資は、今後急速に拡大すると想定されています。

このような状況のもと、当社グループは、ますます需要が高まる企業のDX（デジタルトランスフォーメー

ション)を牽引し、社会課題の解決に貢献する「DX企業」への変革を目指します。そのため、取締役会および独立役員会議などの場で議論を重ねて新たな経営方針を策定し、2019年9月に発表いたしました。

【経営方針概要】

今後は、AI、データ活用などのテクノロジーをベースとしたDXビジネスと、DXに必要なクラウド移行などのモダナイゼーションとを合わせて「デジタル領域」とし、これを成長させていきます。

デジタル領域において、次の施策を進めてまいります。

DXビジネスを加速するため、これに特化したコンサルティング会社を設立します。経営戦略および各業種に特化したコンサル、ソリューションをベースとしたコンサルなど、様々な切り口で企画・提案を行い、社内外から最適なサービス・製品を用いてテクノロジーを実装し、ワンストップで提供してまいります。

そして、DXを支えるテクノロジーとして、コンピューティング、AI、5Gネットワーク、サイバーセキュリティ、クラウド、データマネジメント、IoTの7つを重点技術領域として定め、リソースを集中し強化してまいります。また、テクノロジーの強化に加え、ビジネス機会創出と新事業を推進するための投資を実行します。コーポレートベンチャーキャピタルやベンチャー企業への投資、M&Aへの投資も適宜行ってまいります。

併せて、当社グループのDXを加速するため、社内プロセスや情報インフラの刷新を行い、社内改革を実行してまいります。

当社グループが強い顧客基盤を持つ従来型ITビジネスについては、一層の効率化を推し進めるとともに、商談機会を確実に獲得することで、利益を確保してまいります。

海外ビジネスについては、成長軌道に乗せるためのビジネスモデル変革に引き続き取り組んでおり、特

に欧州は、NWE (Northern & Western Europe) およびCEE (Central & Eastern Europe) の2リージョンに分け、それぞれに責任者を置いて機動的にビジネスを展開してまいります。

また、非財務面での取り組みも強化してまいります。当社グループは、SDGsを経営の中心に据えて取り組んでおります。これまでも責任ある企業として、世界各地域において、それぞれテーマに沿って活動していましたが、今後は、グローバルに統一したテーマのもと、活動を進めてまいります。人権や多様な価値観、心身ともに健康であることを目指すウェルビーイング、地球環境、倫理・コンプライアンス、コミュニティ活動などのカテゴリーごとに目標を定め、社会課題の解決に取り組むとともに、グローバルに持続的な成長を目指してまいります。

上記の施策を推し進め、グローバルでの競争力を高めながら、DX企業への積極的な変革に取り組んでまいります。当社は、急速に変化する世界のなかで創立から100年(2035年)を超えて繁栄していくため、「イノベーションによって社会に信頼をもたらし、世界をより持続可能にしていく」というパーパスを制定しました。このパーパスの実現に向けて、中期経営目標として、2022年度には、本業のテクノロジーソリューションにその他全社消去を加味した値として、売上収益3兆5千億円、連結営業利益率10%の達成を目指してまいります。

【コンプライアンスへの取り組み】

なお、当社グループは、企業価値の維持・向上の観点から、コンプライアンスを含む内部統制体制の構築および運用を経営の最重要事項の一つと認識し、FUJITSU Wayの「行動規範」に則り、その徹底を図っております。コンプライアンスに関する取り組みの一層の強化も対処すべき課題と位置づけ、今後も、継続して取り組んでまいります。

【新型コロナウイルスへの対応】

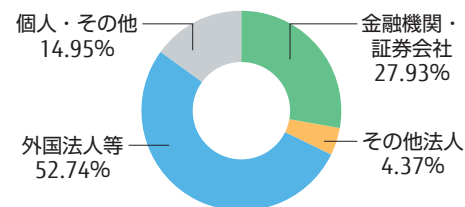
当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、お客様、お取引先様、従業員とその家族の安全確保・感染予防と感染拡大の防止、事業継続に向けた対応に取り組んでいます。海外を含む全拠点において、各国政府の指示に従い、自宅勤務などの対策を適宜進めております。またお客様に対しても、Web会議システムなどを活用したリモートでのサポートを実施しております。今後も、各国政府および関係機関の指示に従いながら、ITを活用した最大限の取り組みを行ってまいります。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数……………500,000,000株
- ②発行済株式総数……………207,001,821株
- ③資本金……………324,625,075,685円
- ④当期中の株式の発行… 当期中の株式の発行はありません。
- ⑤株主数……………118,494名(前期末比16,045名減)
- ⑥大株主

<所有者別持株比率の状況>



株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	14,899千株	7.44%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,783	7.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,717	5.35
富士電機株式会社	5,949	2.97
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	5,519	2.76
富士通株式会社従業員持株会	4,806	2.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	3,926	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	3,793	1.89
朝日生命保険相互会社	3,518	1.76
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	3,505	1.75

(注) 持株比率は自己株式(6,754千株)を除いて計算しております。

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)および日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)の持株数は、各行の信託業務に係るものです。

⑦株式に関する重要な事項

当社は、2020年1月30日に、2020年2月3日から2021年2月2日までの間に当社普通株式を550万株または総額500億円を上限として取得する旨を決定し、当期においては、当社普通株式約243万株を取得価額の総額約299億円で取得しました。

(2) 新株予約権等の状況

2020年3月31日現在、当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等はなく、当期に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	役 位	氏 名	担 当	社外役員	独立役員
代表取締役	社 長	時田 隆仁	CDXO、リスク・コンプライアンス委員会委員長		
代表取締役	副 社 長	古田 英範	CTO、CIO		
代表取締役	副 社 長	安井 三也	CISO、CRCO		
取 締 役	会 長	田中 達也	指名委員会委員、報酬委員会委員		
取 締 役	シニアアドバイザー	山本 正巳			
取 締 役	—	小島 和人			
取 締 役	—	横田 淳	指名委員会委員長、報酬委員会委員	○	○
取 締 役	—	向井 千秋	指名委員会委員、報酬委員会委員長	○	○
取 締 役	—	阿部 敦	取締役会議長	○	○
取 締 役	—	古城 佳子	指名委員会委員、報酬委員会委員	○	○
常勤監査役	—	近藤 芳樹			
常勤監査役	—	広瀬 陽一			
監 査 役	—	山室 恵		○	○
監 査 役	—	三谷 紘		○	○
監 査 役	—	初川 浩司		○	○

(注) 当社の独立性基準（詳細については「第120回定時株主総会のご案内」6頁をご参照ください。）に基づき、独立性を判断しております。

(注) 取締役シニアアドバイザー 山本 正巳氏は、JFEホールディングス株式会社および株式会社みずほフィナンシャルグループの社外取締役を兼任しております。

(注) 常勤監査役 広瀬 陽一氏は、当社の財務経理本部長を務めるなど財務・経理部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、同氏は株式会社富士通ゼネラルの社外監査役を兼任しております。

監査役 三谷 紘氏は、検事、公正取引委員会の委員などを歴任し、経済事案を数多く取り扱った経験があるため、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役 初川 浩司氏は、公認会計士としてグローバル企業の豊富な監査経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注) 代表取締役副社長 安井 三也氏は、2020年3月31日付で、代表取締役副社長を辞任しました。

(注) 取締役会長 田中 達也氏は、2020年3月31日付で、取締役会長を辞任しました。

(注) 社外役員の重要な兼職の状況は、15頁の「⑥社外役員の兼任の状況、主な活動状況等」に記載しております。

(注) CDXOは最高DX責任者、CTOは最高技術責任者、CIOは最高情報責任者、CISOは最高情報セキュリティ責任者、CRCOは最高リスク・コンプライアンス責任者を指します。

②責任限定契約の概要

当社と非業務執行取締役および監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意で、かつ重大な過失がないときに限られます。

(注) 非業務執行取締役は、社外取締役ならびに取締役会長 田中 達也氏、取締役シニアアドバイザー 山本 正巳氏および取締役 小島 和人氏です。

③取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	報酬等の種類			報酬等の 総額
		基本報酬	賞与	業績連動型株式報酬	
取締役	11人	385百万円	108百万円	55百万円	549百万円
(うち社外取締役)	(4人)	71百万円	—	—	71百万円
監査役	5人	117百万円	—	—	117百万円
(うち社外監査役)	(3人)	45百万円	—	—	45百万円

(注) 上記には、当事業年度に退任した取締役を含んでおります。

(注) 取締役の報酬額は、2006年6月23日開催の第106回定時株主総会において、金銭報酬を年額6億円以内とし、2017年6月26日開催の第117回定時株主総会において、非金銭報酬として当社普通株式を、年額3億円以内、割り当てる株式総数を年4.3万株（2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、株式併合後の株式数を記載しております。）以内とすることを決議いただいております。また、2011年6月23日開催の第111回定時株主総会において、監査役の報酬額は、基本報酬を年額1億5千万円以内とすることを決議いただいております。当社は、これらの報酬額の中で、上記の表の報酬を支給しております。

(注) 業績連動型株式報酬は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

④役員報酬額等の決定方針

当社は、より透明性の高い役員報酬制度とするべく、2009年10月の取締役会決議により報酬委員会を設置しております。

上記の取締役および監査役の報酬等は、同委員会の答申を受けて取締役会で決定した以下の「役員報酬支給方針」に基づき、決定されております。

役員報酬支給方針

グローバルICT企業である富士通グループの経営を担う優秀な人材を確保するため、また、業績や株主価値との連動性をさらに高め、透明性の高い報酬制度とするため、以下のとおり役員報酬支給方針を定める。

役員報酬を、職責および役職に応じ月額で定額を支給する「基本報酬」と、短期業績に連動する報酬としての「賞与」、株主価値との連動を重視した長期インセンティブとしての「業績連動型株式報酬」から構成する体系とする。

<基本報酬>

すべての取締役および監査役を支給対象とし、その支給額はそれぞれの役員の職責や役職に応じて月額の定額を決定する。

<賞与>

- ・業務執行を担う取締役を支給対象とし、1事業年度の業績を反映した賞与を支給する。
- ・「賞与」の具体的な算出方法は、主として連結売上収益および連結営業利益を指標とし、当期の業績目標の達成度合いに応じて支給額を決定する『オンターゲット型』とする。

<業績連動型株式報酬>

- ・業務執行を担う取締役を支給対象とし、株主と利益を共有し、中長期的な業績向上に資する、業績連動型の株式報酬を支給する。
- ・あらかじめ役位に応じた基準株式数、業績判定期間（3年間）、連結売上収益と連結営業利益を指標とする中長期業績目標とその業績達成度合いに応じた係数幅を設定し、基準株式数に業績達成度合いに応じた係数を乗じて、年度毎の株式数を計算の上、業績判定期間の終了をもって、その合計株式数を割り当てる。

なお、株主総会の決議により、取締役の「基本報酬」と「賞与」の合計額を金銭報酬枠として年額6億円以内とし、「業績連動型株式報酬」を非金銭報酬枠として年額3億円以内、割り当てる株式総数を年4.3万株（注）以内とする。また、監査役の「基本報酬」を年額1億5千万円以内とする。

【ご参考】役員報酬項目と支給対象について

対 象	基本報酬		賞与	業績連動型株式報酬
	経営監督分	業務執行分		
取締役	○	—	—	—
業務執行取締役	○	○	○	○
監査役	○		—	—

（注）2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、株式併合後の株式数を記載しております。

⑤社外役員の兼任の状況、主な活動状況等（2020年3月31日現在）

区分	氏 名	重要な兼職の状況	主な活動状況
社外取締役	横田 淳		当期開催の取締役会に100%出席し、主に国際政治・経済についての深い見識に基づき、グローバルな観点から発言を行っております。
	向井 千秋	・ 東京理科大学 特任副学長 ・ 花王株式会社 社外取締役	当期開催の取締役会に100%出席し、広範な科学技術についての深い見識に基づき、グローバルな観点から発言を行っております。
	阿部 敦	・ 株式会社産業創成アドバイザー 代表取締役、シニア・アドバイザー ・ オン・セミコンダクター・コーポレーション 取締役	当期開催の取締役会に100%出席し、投資関連業務についての深い見識と、機関投資家と対話した結果に基づき、グローバルな観点や投資家視点から発言を行っております。2019年6月には当社取締役会議長に就任し、客観的な議事進行を行い、議論をリードしております。
	古城 佳子	・ 東京大学大学院 総合文化研究科 教授	当期開催の取締役会に100%出席し、国際政治等についての深い見識に基づき、グローバルな観点から発言を行っております。
社外監査役	山室 恵	・ 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 弁護士・特別顧問 ・ 八千代工業株式会社 社外監査役	当期開催の取締役会および監査役会にそれぞれ100%出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
	三谷 紘	・ 弁護士	当期開催の取締役会および監査役会にそれぞれ100%出席し、法律のみならず、経済、社会など、企業経営を取り巻く事象に関する深い見識に基づき発言を行っております。
	初川 浩司	・ 公認会計士 ・ 武田薬品工業株式会社 社外取締役 （監査等委員である取締役） ・ 農林中央金庫 監事	当期開催の取締役会に100%、監査役会に88.9%（9回中8回）出席し、公認会計士としてのグローバル企業における豊富な監査経験に基づく、財務会計に関する専門的見地から発言を行っております。

（注） 取締役 阿部 敦氏は、株式会社産業創成アドバイザーの代表取締役です。当社と同社には取引関係がなく、競業関係にもありません。

（注） 学校法人東京理科大学、花王株式会社、八千代工業株式会社、武田薬品工業株式会社および農林中央金庫は、当社の取引先です。

（注） 当社は、当期において、取締役会を13回（内 臨時取締役会1回）開催し、また、監査役会を9回開催しております。

⑥その他会社役員に関する重要な事項

●指名委員会・報酬委員会

当社は、役員選任プロセスの透明性・客観性の確保と、役員報酬決定プロセスの透明性・客観性、役員報酬体系・水準の妥当性の確保などを目的として、取締役会の諮問機関である指名委員会、報酬委員会を設置しております。

指名委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」(注)に定めた「コーポレートガバナンス体制の枠組み」と「役員の選解任手続きと方針」に基づき、役員候補者について審議し、取締役会に答申しております。また、報酬委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定めた「役員報酬の決定手続きと方針」に基づき、基本報酬の水準と、業績連動報酬の算定方法を取締役に答申することとしております。

なお、2020年3月31日時点における指名委員会・報酬委員会の委員は以下のとおりです。

〈指名委員会〉	委員長	横田 淳氏
	委員	向井 千秋氏、古城 佳子氏、田中 達也氏
〈報酬委員会〉	委員長	向井 千秋氏
	委員	横田 淳氏、古城 佳子氏、田中 達也氏

なお、2019年7月の上記委員の選任後から当期末までに、指名委員会を2回、報酬委員会を3回開催し、指名委員会においては社長を含む代表取締役の選定案および取締役候補者の選任案等、報酬委員会においては役員報酬、賞与等について検討し、それぞれ取締役会に答申しました。

(注) 当社の「コーポレートガバナンス基本方針」全文は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf>) に掲載しております。

(注) 指名委員会および報酬委員会の委員を務める田中 達也氏は、2020年3月31日付で取締役会長を辞任したことに伴い、同日付で当該委員も退任しております。

●独立役員会議

当社は、独立役員の活用を促すコーポレートガバナンス・コードの要請に応えつつ、取締役会において中長期の会社の方向性に関する議論を活発化するためには、業務の執行と一定の距離を置く独立役員が恒常的に当社事業への理解を深めることのできる仕組みが不可欠と考え、独立役員会議を設置しております。独立役員会議では、中長期の当社の方向性の議論を行うとともに、独立役員の情報共有と意見交換を踏まえた各独立役員の意見形成を図ります。

当期においては、独立役員会議を8回開催し、経営方針や人材育成、当社および当社グループの業容などについて、情報共有と意見交換を行い、各独立役員の知見に基づき、取締役会に助言を行いました。

(4) 会社の支配に関する基本方針

当社は、企業価値を向上させることが、結果として買収防衛にもつながるという基本的な考え方のもと、企業価値向上に注力しているところであり、現時点で特別な防衛策は導入しておりません。

当社に対して買収提案があった場合は、取締役会は、当社の支配権の所在を決定するのは株主であるとの認識のもと、適切な対応を行います。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社定款第40条に規定される剰余金の配当等における取締役会に与えられた権限の行使に関する基本的な方針は、株主のみなさまに安定的な剰余金の配当を実施するとともに、財務体質の強化および業績の中長期的な向上を踏まえた積極的な事業展開に備えるため、適正な水準まで内部留保を充実することにあります。また、利益水準を勘案しつつ内部留保が十分確保できた場合には、自己株式の取得等、より積極的な株主のみなさまへの利益の還元を行うことを目指しております。

(6) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

(1)当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	385百万円
(2)当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	800百万円

(注) 当社は会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、(1)の報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含みます。

(注) 当社の一部の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(注) 監査役会は、当会で決議した「会計監査人の選定および評価基準」に基づき、前期の会計監査人の監査実績およびその評価を踏まえた当期の監査計画における監査時間・配員計画等の内容、会計監査の職務執行状況、および報酬額の見積もりの相当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③非監査業務の内容

会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、主に当社におけるクラウドサービスの認証取得に関する業務を委託し、対価を支払っております。

④会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性および専門性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合その他監査役会が解任または不再任が相当と認める事由が発生した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案内容を決定します。

(7) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項各号および第3項各号に定める体制（内部統制体制）の整備に関する基本方針を決議しております。なお、「内部統制体制の整備に関する基本方針」の全文および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/report/2019/n120.pdf>）に掲載しております。

「内部統制体制の整備に関する基本方針」の概要

「内部統制体制の整備に関する基本方針」では、以下をはじめとする富士通グループにおける体制を整備することとしております。

・ 業務執行の決定と執行体制

業務執行のトップである代表取締役社長の業務執行権限を執行役員が分担し、経営会議を設置して代表取締役社長の意思決定を補佐することで、経営の効率性を高めることとしております。

また、代表取締役社長が内部統制体制の構築と運用に責任を持つことを明確にし、取締役会は適宜その運用をチェックすることで監督責任を果たすこととしております。

・ リスクマネジメント体制

リスク・コンプライアンス委員会を設置して、同委員会が富士通グループとしての全般的な損失リスクをコントロールする体制を整備することに加えて、製品・サービスの欠陥や瑕疵に関するリスク管理体制、受託開発プロジェクトの管理体制、セキュリティ体制および財務上のリスク等を管理する体制を整備することとしております。

・ コンプライアンス体制

リスク・コンプライアンス委員会が中心となって、「FUJITSU Way」に掲げられた行動規範の遵守と、富士通グループの事業活動に関わる法規制等の遵守に必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を推進することとしております。

また、併せて財務報告の適正性を確保するための体制、情報開示体制、内部監査体制も整備することとしております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
■資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	451,857
売上債権	879,454
その他の債権	93,428
棚卸資産	238,070
その他の流動資産	214,130
(小計)	1,876,939
売却目的で保有する資産	14,182
流動資産合計	1,891,121
非流動資産	
有形固定資産	570,170
のれん	36,709
無形資産	107,213
持分法で会計処理されている投資	150,719
その他の投資	131,765
繰延税金資産	106,636
その他の非流動資産	193,112
非流動資産合計	1,296,324
資産合計	3,187,445

科 目	金 額
■負債	
流動負債	
仕入債務	478,970
その他の債務	390,917
社債、借入金及びリース債務	199,450
未払法人所得税	50,652
引当金	51,769
その他の流動負債	192,767
(小計)	1,364,525
売却目的で保有する資産に 直接関連する負債	1,083
流動負債合計	1,365,608
非流動負債	
社債、借入金及びリース債務	206,119
退職給付に係る負債	190,353
引当金	30,652
繰延税金負債	10,370
その他の非流動負債	35,908
非流動負債合計	473,402
負債合計	1,839,010
■資本	
資本金	324,625
資本剰余金	237,654
自己株式	△59,614
利益剰余金	735,920
その他の資本の構成要素	2,371
親会社の所有者に帰属する持分合計	1,240,956
非支配持分	107,479
資本合計	1,348,435
負債及び資本合計	3,187,445

連結損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	3,857,797
売上原価	△2,748,479
売上総利益	1,109,318
販売費及び一般管理費	△864,685
その他の収益	19,258
その他の費用	△52,408
営業利益	211,483
金融収益	7,381
金融費用	△5,094
持分法による投資利益	14,794
税引前利益	228,564
法人所得税費用	△68,238
当期利益	160,326
当期利益の帰属：	
親会社の所有者	160,042
非支配持分	284
合計	160,326

連結持分変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位: 百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金
2019年4月1日残高	324,625	235,455	△29,556	576,857
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	324,625	235,455	△29,556	576,857
当期利益	—	—	—	160,042
その他の包括利益	—	—	—	—
当期包括利益	—	—	—	160,042
自己株式の取得	—	△12	△30,101	—
自己株式の処分	—	—	43	—
株式報酬取引	—	529	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△32,429
利益剰余金への振替	—	—	—	33,586
非支配持分の取得及び売却による増減額	—	△502	—	—
子会社の取得及び売却による増減額	—	△187	—	222
その他	—	2,371	—	△2,358
2020年3月31日残高	324,625	237,654	△59,614	735,920

	親会社の所有者に帰属する持分					親会社の所有者に 帰属する持分合計
	その他の資本の構成要素					
	在外営業活動体の 換算差額	キャッシュ・ フロー・ヘッジ	その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の 再測定	その他の資本の 構成要素合計	
2019年4月1日残高	△15,694	8	40,360	—	24,674	1,132,055
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	△15,694	8	40,360	—	24,674	1,132,055
当期利益	—	—	—	—	—	160,042
その他の包括利益	△14,401	△297	△5,913	31,930	11,319	11,319
当期包括利益	△14,401	△297	△5,913	31,930	11,319	171,361
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△30,113
自己株式の処分	—	—	—	—	—	43
株式報酬取引	—	—	—	—	—	529
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△32,429
利益剰余金への振替	—	—	△1,691	△31,895	△33,586	—
非支配持分の取得及び売却による増減額	—	—	—	—	—	△502
子会社の取得及び売却による増減額	—	—	—	△35	△35	—
その他	—	—	△1	—	△1	12
2020年3月31日残高	△30,095	△289	32,755	—	2,371	1,240,956

	非支配持分	資本合計
2019年4月1日残高	121,575	1,253,630
会計方針の変更による累積的影響額	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	121,575	1,253,630
当期利益	284	160,326
その他の包括利益	△1,339	9,980
当期包括利益	△1,055	170,306
自己株式の取得	—	△30,113
自己株式の処分	—	43
株式報酬取引	—	529
剰余金の配当	△2,900	△35,329
利益剰余金への振替	—	—
非支配持分の取得及び売却による増減額	323	△179
子会社の取得及び売却による増減額	△10,650	△10,650
その他	186	198
2020年3月31日残高	107,479	1,348,435

〈ご参考〉要約連結包括利益計算書（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額
当期利益	160,326
その他の包括利益	9,980
当期包括利益	170,306
当期包括利益の帰属：	
親会社の所有者	171,361
非支配持分	△1,055
合計	170,306

〈ご参考〉要約連結キャッシュ・フロー計算書（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	347,263
投資活動によるキャッシュ・フロー	△114,206
財務活動によるキャッシュ・フロー	△193,164
現金及び現金同等物の期末残高	453,036

- （注）1. 要約連結包括利益計算書及び要約連結キャッシュ・フロー計算書については、会社法における連結計算書類に含まれておりませんが、参考資料として表示しております。
- （注）2. その他の包括利益は、主に確定給付制度の再測定、在外営業活動体の換算差額及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産によるものです。
- （注）3. 当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」を適用しております。
当該基準の適用に伴い、営業活動によるキャッシュ・フローが57,825百万円増加し、財務活動によるキャッシュ・フローが57,825百万円減少しております。
- （注）4. フリー・キャッシュ・フローは233,057百万円です。
フリー・キャッシュ・フローは営業活動および投資活動によるキャッシュ・フローを合わせたものです。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
■資産の部	
流動資産	
現金及び預金	105,837
受取手形	1,018
売掛金	612,122
有価証券	140,000
商品及び製品	61,579
仕掛品	5,618
原材料及び貯蔵品	15,969
前渡金	1,307
未収入金	114,291
その他	20,303
貸倒引当金	△311
流動資産合計	1,077,735
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	96,462
構築物（純額）	3,134
機械及び装置（純額）	1,117
車両運搬具（純額）	13
工具、器具及び備品（純額）	47,638
土地	42,915
建設仮勘定	7,614
有形固定資産合計	198,896
無形固定資産	
ソフトウェア	53,894
その他	8,233
無形固定資産合計	62,127
投資その他の資産	
投資有価証券	74,679
関係会社株式	434,918
関係会社長期貸付金	1,110
破産更生債権等	2
前払年金費用	33,045
繰延税金資産	29,314
その他	30,309
貸倒引当金	△559
投資その他の資産合計	602,821
固定資産合計	863,845
資産合計	1,941,581

科 目	金 額
■負債の部	
流動負債	
買掛金	430,898
1年内返済予定の長期借入金	45,098
1年内償還予定の社債	35,000
リース債務	2,918
未払金	49,970
未払費用	110,042
未払法人税等	36,596
前受金	78,107
預り金	14,616
工事契約等損失引当金	16,465
製品保証引当金	5,162
関係会社事業損失引当金	102,851
役員賞与引当金	108
事業構造改善引当金	489
株式報酬引当金	159
その他	525
流動負債合計	929,012
固定負債	
社債	40,000
長期借入金	45,238
リース債務	5,605
電子計算機買戻損失引当金	2,849
株式報酬引当金	558
環境対策引当金	1,049
資産除去債務	9,312
その他	4,291
固定負債合計	108,905
負債合計	1,037,918
■純資産の部	
株主資本	
資本金	324,625
資本剰余金	
その他資本剰余金	167,669
資本剰余金合計	167,669
利益剰余金	
利益準備金	23,059
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	427,659
利益剰余金合計	450,719
自己株式	△59,614
株主資本合計	883,399
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	20,263
評価・換算差額等合計	20,263
純資産合計	903,662
負債純資産合計	1,941,581

損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	2,092,098
売上原価	1,508,231
売上総利益	583,867
販売費及び一般管理費	471,678
営業利益	112,189
営業外収益	
受取利息	161
受取配当金	68,623
関係会社事業損失引当金戻入額	24,852
その他の金融収益	1,715
営業外収益合計	95,352
営業外費用	
支払利息	416
社債利息	467
為替差損	1,341
貸倒引当金繰入額	364
関係会社事業損失引当金繰入額	21,273
その他の金融費用	2,336
営業外費用合計	26,199
経常利益	181,342
特別利益	
合併に伴う利益	21,246
投資有価証券売却益	11,057
関係会社株式売却益	6,165
特別利益合計	38,470
特別損失	
関係会社株式売却損	8,961
減損損失	3,813
特別損失合計	12,774
税引前当期純利益	207,037
法人税、住民税及び事業税	26,767
法人税等調整額	△1,928
法人税等合計	24,839
当期純利益	182,198

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

富士通株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 持永 勇一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中谷 喜彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田邊 朋子 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小山 浩平 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士通株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、富士通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づい

て継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

富士通株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 持永 勇一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中谷 喜彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田邊 朋子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小山 浩平 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士通株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

富士通株式会社	監査役会
常勤監査役	近 藤 芳 樹 印
常勤監査役	広 瀬 陽 一 印
社外監査役	山 室 恵 印
社外監査役	三 谷 紘 印
社外監査役	初 川 浩 司 印

(注) 監査役 山室 恵、三谷 紘および初川 浩司の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

以 上

■ 当社グループの研究開発の状況、最新のトピックスに関しましては、
当社および富士通研究所のWEBサイト（<https://www.fujitsu.com/jp/group/labs/>）ならびに
FUJITSU JOURNAL（<https://journal.jp.fujitsu.com/>）をご覧ください。



【表紙の写真】

首都チュニスから南へ向かうチュニジア国
鉄の長距離列車。

世界遺産の古都スースと円形闘技場で有名
な街エル・ジェムの間、乾燥地帯の涸れ川
（ワジ）にかかる橋を渡る。（チュニジア）

株式事務のご案内

株主名簿管理人 〒100-8212
特別口座の口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
同事務取扱場所 〒100-8212
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
同連絡先、同郵送先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1
(0120)232-711(通話料無料)
(9:00~17:00(土日祝日は受付を行っておりません))
〒137-8081
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株式事務お手続き用紙のご請求
上記の証券代行部テレホンセンターのほか、
三菱UFJ信託銀行ホームページからご請求いただけます。
<https://www.tr.mufg.jp/daikou/>

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
基準日
定時株主総会関係 3月31日
配当金受領株主確定日 3月31日および9月30日
公告方法 電子公告
当社は公告を下記ホームページに掲載しております。
<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/kk/>
上場証券取引所 東京、名古屋

ご注意

1. 株主様の住所変更、配当金の振込指定、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっておりますので、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関(三菱UFJ信託銀行)にお問い合わせください。
なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店でもお取り扱いいたします。
3. 未受領の配当金(除斥期間が経過したものを除く。)(につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

ご存知ですか？配当金の口座振込制度

- 配当金のお受取りは、口座振込のご利用が便利です。
- 配当金のお受取り方法変更の手続は、以下までお問合せください。
 - ・証券会社で株式をお持ちの場合：証券口座を開設された証券会社
 - ・証券会社で株式をお持ちでない場合：三菱UFJ信託銀行株式会社

IR資料についてのご案内

当社IRサイトにて、IR資料をご覧いただけます。
バーコード読み取り機能付きの携帯電話またはスマートフォンを利用して右のQRコードを読み取り、当社IRサイト（<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/>）にアクセスしてください。IR資料をご希望の方は「IR資料請求」からフォームに必要事項をご入力の上、ご請求ください。



ご注意

1. QRコード読み取りに関する操作方法の詳細につきましては、お持ちの携帯電話またはスマートフォンの取り扱い説明書をご確認ください。
(なお、インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。)
2. QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
3. 上記サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

富士通株式会社

〒211-8588 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
<https://www.fujitsu.com/jp/>

